

高度環境分析研究棟給排気設備点検整備作業

仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

工務技術部 工務第1課

1. 作業件名

高度環境分析研究棟給排気設備点検整備作業

2. 目的及び概要

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）原子力科学研究所における高度環境分析研究棟給排気設備点検整備作業を実施するにあたり、当該作業を受注者に請負わせるための使用について定めたものである。

本作業は、当該設備の機能維持及び健全性を確認するものであるため、受注者は、対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分に理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものである。

3. 作業実施場所

原子力機構 原子力科学研究所 高度環境分析研究棟 空調機械室

4. 管理区域作業

なし

5. 納期

令和9年1月29（金）

6. 作業期間

令和8年11月4日（水）～令和8年12月22（火） 予定とする。

7. 作業内容

7.1 対象機器

(1) 送風機 FS-4-1（AC-4 系統）

数 量：1 台

種 類：右吸スリーエースワンファン

型 式：3SRP30

製造業者：荏原製作所

製造番号：P00733686

製造年月：2000 年 10 月

7.2 点検内容

(1) 送風機 FS-4-1（AC-4 系統）

1) 部品交換（コントロールモーター）

2) 軸芯出し調整

3) 指示調節計及び模擬入力による制御出力に対する開度の確認・調整

8. 交換部品

(1) コントロールモーター CM-10 1 台

9. 試験・検査

(1) 工程毎に原子力機構担当者の立会による検査を行う。

(2) 作業終了後、試運転を行い各部に異音、振動、電流値及び急激な温度上昇等の異常がないこと。

10. 支給品及び貸与品

10.1 支給品

(1) 電気・水

10.2 貸与品

(2) なし

11. 提出書類

(1) 総括責任者・総括責任者代理届	契約締結後速やかに	1部
(2) 実施工程表	契約締結後速やかに	1部
(3) 作業要領書	契約締結後速やかに	1部
(4) 作業員名簿	作業開始1週間前までに	1部
(5) 作業日報	作業毎	1部
(6) 作業報告書	作業終了後速やかに	1部
(7) 作業写真	作業終了後速やかに	1部
(8) その他必要な書類 (提出場所)	その都度	必要数

原子力機構 原子力科学研究所 工務技術部 工務第1課

12. 検収条件

「9. 試験・検査」の合格、「11. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書に定める業務が、実施されたと認められたときをもって業務完了とする。

13. 適用法規・規定等

- (1) 原子力科学研究所安全衛生管理規則
- (2) 原子力科学研究所消防計画
- (3) 原子力科学研究所事故対策規則
- (4) 原子力科学研究所地震対応要領
- (5) 原子力科学研究所電気工作物保安規程・規則
- (6) 工事・作業の安全管理基準
- (7) 作業責任者等認定制度の運用要領
- (8) 電気工作物に関する作業等の保安基準
- (9) その他原子力科学研究所関係諸規則

14. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業用の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

15. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

16. 特記事項

- (1) 作業の実施にあたっては、関係法令及び原子力機構諸規則を遵守するとともに原子力機構担当者と十分な打ち合わせのうえ実施すること。
- (2) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守するとともに安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (3) 受注者は、業務を実施することにより取得した本業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、又は特定の第三者に対価をうけ、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (4) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。

る。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

- (5) 本作業の開始及び終了の際には必ず原子力機構担当者へ連絡すること。
また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (6) 受注者は、自ら実施する作業等の安全管理を行うこと。また、作業開始前には、KY活動及びTBMを実施し、作業の安全に努めること。
- (7) 安全に係るホールドポイント(作業等を停止・検査して安全確認をしないと次の工程に進めないチェックポイント)を作業実施要領書等に明確にすること。
- (8) 本作業の工程で安全確保措置が必要なときは、作業前に原子力機構担当者の確認を受けたのちに実施すること。また、作業実施要領書には確認を受ける作業及び安全措置内容を明記すること。
- (9) 受注者は、自動制御装置機器メーカーとの連絡体制があり当該作業において不具合等が発生した場合は、速やかに対応が可能であること。
- (10) 本作業で使用する測定器等は、校正されたものを使用し作業報告書に校正証明書・試験成績書等を添付すること。
- (11) 本作業において火気を使用するに当たっては、適切な防火対策を講ずること。
- (12) 撤去品は金属類及び産業廃棄物に区分けし、金属類については原子力機構指定場所に整理して引き渡すこと。また、産業廃棄物については請負業者処分とする。
- (13) 本作業において原子力機構の物品を毀損しないこと。万一毀損した場合は、原子力機構担当者と協議し速やかに修理すること。
- (14) 本仕様書に記載されていない事項であっても技術上必要と認められる事項については、原子力機構担当者と協議し実施すること。
- (15) その他仕様書に定めのない事項については、原子力機構と協議のうえ決定する。
- (16) 作業責任者等認定制度の運用に伴い、原子力科学研究所が実施する現場責任者等の認定を受けた者が総括責任者になること。なお、定期講習(1時間)を年1回受講すること。